

はじめよう！エコドライブ

エコドライブのススメ ⑨

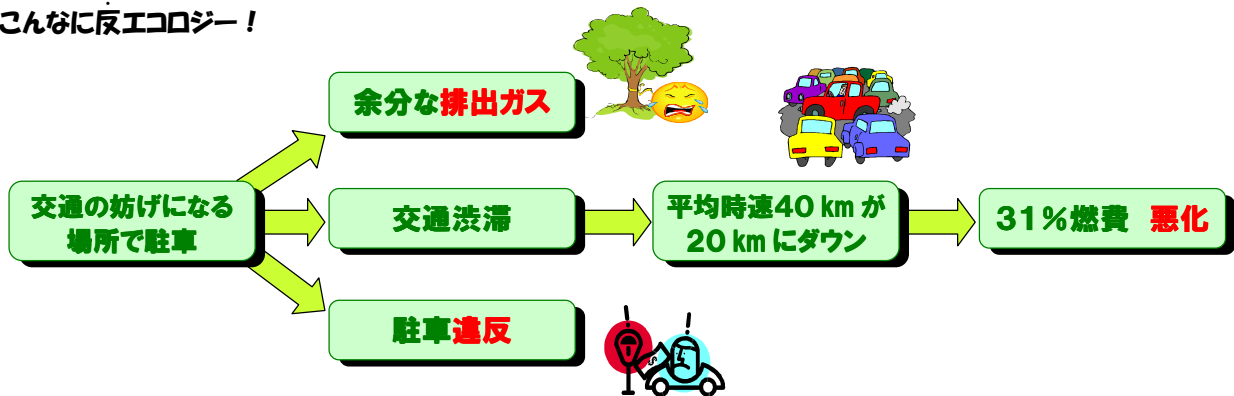
駐車場所に注意

違法駐車は絶対NG！

交通の妨げになる場所での駐車によって・・・

- ◆他に通行する車が不要な加減速を強いられ、渋滞が発生して余分な排出ガスが生じます。
- ◆歩行者、ドライバー双方の視界が妨げられるため、交通事故をひきおこす原因にもなります。

こんなに反エコロジー！



マメ知識 ～駐車違反の取締り、どのように厳しくなったの？～

たった1分でも駐車違反扱い

平成18年6月1日(木)から道路交通法改正により、これまで警察だけで執り行ってきた駐車違反の取り締まりを、民間委託し、これまで以上に取り締まりが強化されました。取り締まり方法も大幅に強化。『デジカメ内蔵の専用端末』で車両を撮影することで、すぐさま違法駐車している車両と認定するシステムへと変わりました。

駐車とは？

車両等が客待ち、荷待ち、貨物の積卸し、故障その他の理由により継続的に停止すること(貨物の積卸しのための停止で5分を超えない時間内のもの及び人の乗降のための停止を除く)。又は車両等が停止し、かつ、当該車両等の運転をする者がその車両等を離れて直ちに運転することができない状態にあることを指します。

駐車違反とは？

駐車違反とは、駐車禁止区域に駐車すること、正確には「車両等が客待ち、荷待ち、貨物の積卸し、故障その他の理由により継続的に停止すること(貨物の積卸しのための停止で5分を超えない時間内のもの及び人の乗降のための停止を除く)」をいいます。「駐停車禁止場所等」での駐車違反の罰則は、普通乗用車の場合違反点3点、反則金18,000円。駐車時間の長短ですが、改正では“すぐに運転出来る状態”としているので、ドライバーが車から離れると違反、つまり車から離れたほんの少しの時間でも違反とされます。

出典：社団法人 日本自動車連盟(JAF)、財団法人 省エネルギーセンター(ReCoo)、駐車違反 Web サイト